

## 【対象経費】

区分	項目	内容	備考
人件費		本事業に従事する者の人件費	事業者、団体の運営に係る経常分は対象外
賃金		本事業に伴い臨時的に従事する日々雇用者に対する賃金	
報償費		研修会、勉強会、調査活動等に外部から講師として専門家を招く際の謝金等	
旅費		本事業の実施に係る交通費や宿泊費	単価上限：公共交通機関の利用の実費相当額
需用費	消耗品	用紙・封筒・文具、図書、作業用具類等の購入経費（単価10万円未満のもの）	
	燃料費	自動車、暖房用具等の燃料費	
	材料費	事業実施のために必要な資材等（単価3万円未満のものかつ汎用性のないもの）	
	印刷製本費	チラシ、報告書等の作成経費	
	光熱水費		
役務費	通信運搬費	郵便料金等	
	広告料、原稿料	新聞、雑誌、ラジオ等による活動の宣伝、啓発活動に要する経費	
	手数料	振込手数料	
	保険料	イベント保険料、運送保険料等	
委託料		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用	
使用料及び賃借料		レンタカー、作業機械・機材借り上げ料、会場使用料等	
その他、振興局が必要と認める場合			

※1 以下の経費は対象外とします。

- ・申請事業者・団体の運営に係る経常的経費（電話代、光熱水費、ガソリン代等、経常的な経費との区分ができない経費を含む）
- ・食糧費（例：外部講師用や会議等参加者の弁当、菓子、お茶・水類等の飲食代）
- ・備品購入費（単価10万円以上のもの）

※2 対象経費の総額が上限額を超過する場合及び上記に該当する経費が含まれる場合において、提案事業の趣旨や目的に沿う経費については、提案者の負担において実施することを妨げるものではない。